

## 橿原市立図書館貴重資料等の閲覧及び館外利用の制限に関する要綱

(平成11年3月30日教育委員会告示第6号)

改正 平成19年3月30日教育委員会告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、橿原市立図書館の管理運営に関する規則(平成8年橿原市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第5条の2に規定する慎重な取扱いを要する資料の閲覧及び規則第9条に規定する館外利用の制限について必要な事項を定め、もって図書館資料の適正な利用を図ることを目的とする。

(貴重資料等)

第2条 橿原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に掲げる図書館資料(以下「貴重資料等」という。)の閲覧を制限することができる。

- (1) きこう書
- (2) 限定本
- (3) 明治以前の版本
- (4) 古文書、古記録、古地図
- (5) 和装本、巻軸類
- (6) 影写本
- (7) 高価図書
- (8) その他入手が困難な資料

(閲覧申請)

第3条 貴重資料等の閲覧を希望する者は、貴重資料等閲覧申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

(閲覧場所)

第4条 貴重資料等の閲覧は、館長が指定した場所で行わなければならない。

(複製の作成)

第5条 教育委員会は、貴重資料等の複製を作成し、又は貴重資料等を電子媒体に変換するなど貴重資料等が自由に閲覧できるように努めなければならない。

(翻刻等)

第6条 貴重資料等を翻刻し、報道し、又は引用しようとする者は、貴重資料等翻刻等許可申請書(様式第2号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、

館長がその必要がないと認めたものについては、この限りでない。

(館外利用制限資料)

第7条 次に掲げる図書館資料は、館外利用することができない。

- (1) 第2条の貴重資料等
  - (2) 参考図書(複製を除く。)
  - (3) 郷土資料(複製を除く。)
  - (4) 行政資料(複製を除く。)
  - (5) 住宅地図、地形図
  - (6) 視聴覚(AV)資料(ビデオテープ、コンパクトディスク、カセットテープを除く。)
  - (7) 永年保存雑誌(館長が別に指定したものを除く。)、最新刊雑誌。
  - (8) 新聞原紙
  - (9) 公報
  - (10) 電話番号簿
  - (11) その他図書館業務の遂行に支障を及ぼすと認められる資料
- (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年3月31日から実施する。
- 2 檀原市立図書館館外利用の制限の範囲に関する要綱(平成8年檀原市教育委員会告示第8号)は、廃止する。

附 則(平成19年3月30日教育委員会告示第7号)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により作成されている様式用の紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第3条関係)

貴重資料等閲覧申請書

年 月 日

(あて先) 檀原市教育委員会

ふりがな	
申請者氏名	印
申請者住所 又は勤務先	電話番号
閲覧目的	

下記の貴重資料等を閲覧したいので申請します。閲覧に当たっては誓約事項を遵守します。

請求記号	資料名	著者名	発行名

誓約事項

- 1 係員の指示に従い、指定された場所で閲覧します。
- 2 閲覧目的以外の利用はしません。
- 3 資料の取扱いには、十分注意します。

様式第2号(第6条関係)

貴重資料等翻刻等許可申請書

年 月 日

(あて先) 檀原市教育委員会

申請者氏名 印

住所又は連絡先

電話番号

下記のとおり貴重資料等の翻刻・報道・引用・その他( )をしたいので申請します。なお、翻刻等に当たっては、誓約事項を遵守します。

出版資料名			
出版の趣旨			
出版責任者			
出版部数			
頒布方法			
価 格			
翻刻等資料名 及び箇所	請求記号	資 料 名	翻刻等箇所
			から まで
			から まで
			から まで

誓約事項

- 1 出版物中に、原本が当館所蔵資料であることを表示します。
- 2 申請書に記載された出版計画を変更し、又は再販する場合は、必ず事前に届け出ます。
- 3 当該資料の出版、頒布について、当館に一切迷惑を及ぼしません